

# 特定疾患医療受給者証交付申請書 ( 更新用 )

受給者	受給者番号					
	ふりがな		生年月日		大・昭	
	氏名		平・令		年 月 日	
	住所		〒			
象 者	加入医療保険	保険種別	協会けんぽ・健保組合・国保・退職国保・後期・共済・国保組合・船保			
		被保険者氏名			受給者との続柄	
	住民票上の同一世帯内での 税法上の扶養関係 <small>(確認の上、正確に申告してください。)</small>		同一世帯内の誰かに税法上扶養されて ・いる → 扶養者名 ( 続柄 ) ・いない			
重症患者 認定申請		有・無	※ 同時に申請する場合は、有に○をした上で、別に重症患者の認定申請にかかる書類の提出が必要です。(ただし、スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病、重症多形滲出性紅斑の方は不要です。)また、原則として所得に関する書類の提出は不要です。(ただし、重症認定のみ不承認となった場合には、改めて提出をお願いします。)			
生 計 中 心 者	生計中心者とは「患者の生計を主として維持する者」で具体的には以下のとおりです。 ※ 重症申請をされる場合は、生計中心者欄の記載は不要です。					
	【社会保険(国保および後期高齢者医療保険以外の保険)に加入の方】					
	① 税法上の扶養者と医療保険の被保険者が同じ場合…生計中心者は「患者が加入する医療保険の被保険者」です。 ② 税法上の扶養者と医療保険の被保険者が異なる場合…生計中心者は税法上の扶養者です(就労1年目の者は除く)					
	【国保および後期高齢者医療保険に加入の方】※生計中心者は以下の順にしたがい決定します。 ① 住民票上、患者と同一世帯で税法上患者を扶養している者 ② ①の扶養関係にない場合は、原則として住民票上、患者と同一世帯の最多収入者 ③ 自らの収入により生計を維持する患者本人 又は ①②以外で患者の生計を主として維持する者					
	ふりがな		受給者との			
	氏名		続柄			
	住所		〒		階層区分 (記入不要)	
	生計中心者の 18歳以下 扶養関係	生計中心者の世帯に18歳以下の子が ・いる → 0～15歳 ( )人 ・いない		※昨年末の状況を記入してください。 16～18歳 ( )人		
同一生計内で申請者の他に受給者証の交付を受けている者		有 (氏名 ) ・ 無 (受給者番号 )				
医療機関		滋賀県と委託契約を結んでいる医療機関であればどこでも受診できます。			保健所受付印	

<裏面もご記入下さい。>

<p>(注) 臨床調査個人票の研究利用についての同意</p>	<p>特定疾患治療研究事業は、重症で希少な特定疾患の研究を推進するための制度であり、提出した臨床調査個人票が厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾患研究の基礎資料として使用されることを確認した上で、申請してください。（詳細については、下記をご覧ください。）</p>
<p>上記のとおり、臨床調査個人票の研究利用について同意し、特定疾患医療受給者証の交付を申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>申請者 住所 (受給者本人)</p> <p>氏名</p> <p>(電話 - - )</p> <p>滋賀県知事 様</p>	
<p><b>【郵便物の送付先・連絡先が上記と異なる場合のみ、記載してください。】</b></p> <p>下記住所への送付を { <input type="checkbox"/> 今回のみ ・ <input type="checkbox"/> 今後ずっと } 希望します。</p> <p>住所 (〒 - )</p> <p>氏名 (本人との続柄 )</p> <p>(電話 - - )</p>	

注) 臨床調査個人票（診断書）を添付してください。

<p><b>&lt;同意について&gt;</b></p> <p>特定疾患治療研究事業は、重症で希少な特定疾患の研究を推進するため、患者の方の治療にかかる医療費の自己負担分を公費で補助する制度です。</p> <p>本申請書に添付された臨床調査個人票（診断書）は、厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の研究班において、当該疾患の研究のための基礎資料として使用されますので、このことに同意された上で、特定疾患医療受給者証の交付申請を行ってください。</p> <p>また、臨床調査個人票（診断書）の使用にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。</p> <p>なお、この同意は、添付された臨床調査個人票（診断書）を疾患研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、臨床調査研究分野の研究班で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めてそれぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。</p>
--

★ 講演会や交流会等の案内の送付について ★

<p>滋賀県および大津市では、支援センターや保健所等で、疾患等に関する講演会や交流会を開催しており、内容に応じてご案内をさせていただく場合がございます。</p> <p><b>講演会等のご案内をしてもよい場合は、右欄に○印を記入してください。</b></p>	
--	--